

小山市まちづくり総合交通戦略策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 小山市の将来のまちづくりと都市交通とを総合的に体系化した戦略を確立するため、小山市まちづくり総合交通戦略策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 小山市まちづくり総合交通戦略策定に関する事項
- (2) 新交通システム導入の可能性・方向性に関する事項
- (3) その他小山市の都市交通に関して必要な事項

(組織等)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員、関係団体の役員又は職員、市民及び関係行政機関の職員のうち別紙に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から定める。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて、委員長がこれを召集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会は、特に必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、小山市都市整備部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、まちづくり総合交通戦略が策定されたときにその効力を失う。